

ひょうご de 就農 令和6年度版

新しく農業を始めたいあなたに...

The collage features numerous items such as:

- 「令和6年第1期 受講生募集中! 農業入門講座 in 駅前」
- 「企業農業参入セミナー」
- 「ひょうご有機農業」
- 「新規就農者育成研修 オープンDAY」
- 「自己責任だからこそ やりがいがあるって面白い」
- 「花壇苗つて おもしろい」
- 「いま、始めるあなたへ!」
- 「落とし穴」
- 「宝塚市は ハウス(無償貸与)を 準備して就農者を 募集しています!」
- 「プロトマトの目指す農家の」
- 「先輩の声」に 動画があった?
- 「百問一見に如かず ホント?」
- 「実践研修コース」
- 「就農コース 研修生の声」
- 「儲からない」は ホント?」
- 「就農の悩みは 千差万別 だから」
- 「兵庫県は 日本 の 極 点」
- 「雇用か? 独立か?」
- 「農業が 企業が 農業参入」
- 「出張 出展」
- 「働く」
- 「お問い合せ」
- 「アクセス」
- 「ガイドブック」

ひょうご就農支援センター (公益社団法人ひょうご農林機構内) / 兵庫県

相談する・体験する・始める

兵庫で農業

ひょうご就農支援センター

「ひょうご就農支援センター」とは

就農の悩みは千差万別。だから、私たちの存在意義がある。

農業に夢を抱く人、体力には自信がある人、作れば買い手が決まっている人、農業ならやっていると自信がある人。様々な想いを抱いて、10年間で約1万人が門をたたいてきた。

「猛暑で体調を崩した」「農機具を壊してしまった」

就農に必要なのは栽培技術だけではない。健康管理、農機具の扱い方、農地や販売先も見つけないといけない。

支援制度はたくさんある。そのレールを同じように歩んだが、順調に営農を続ける人、就農をあきらめた人、何が違ったのか？理由は一様ではない。

だから、就農支援センターがある。適性があるか、環境が整っているか、不足しているものはないか、まずはヒアリングに時間を割く。次にインターンシップを活用した農業体験へとつなげていく。

次はあなたの相談を聞かせてください。

農業をはじめのスタート台に立つ。就農支援センターは、そのお手伝いをさせていただきます。

ひょうご就農支援センター
センター長 椿原 健右



ひょうご de 就農 令和6年度版
新しく農業を始めたいあなたに・・・

目次

I	農業を始める	1
II	就農までのみちすじ	2
III	技術やノウハウを習得	4
	1 (公社) ひょうご農林機構	
	2 兵庫県立農業大学校	
IV	自己資金の確認	10
	1 自己資金の必要性	
	2 必要な自己資金の目安	
V	農業経営に要する費用	14
	1 農業の経費	
	2 農業経営では費用は先出し、収入は最後	
	3 就農のために重要な条件と経営開始に必要な初期投資	
	4 運転資金は極力借りないこと	
VI	農地の取得・貸借(権利設定)	16
	1 農地中間管理事業による農地の権利移動	
	2 農地法第3条	
	3 農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動	
	4 その他	
VII	資金の確保	19
	1 就農準備資金・経営開始資金(R4～)(旧 農業次世代人材投資資金(～R3))	
	2 青年等就農資金(無利子)[窓口] JA、日本政策金融公庫等	
	3 その他の主な資金	
	4 補助事業等の活用	
VIII	青年等就農計画	22
	1 認定新規就農者制度について	
	2 青年等就農計画(就農計画)	
	3 様式はどこで入手する?	
	4 就農計画はどこに提出する?	
IX	農業経営シミュレーション	31
X	就農に向けた「心構え」チェックシート	32
XI	就農までの研修・支援策	33
	農業改良普及センター(地域就農支援センター事務局)	34
	関係機関	35



独立して農業を 始めたい方



農業法人等に 就職したい方

研修を通じて技術やノウハウを習得

- 農業入門講座 in 駅前
- 農業インターンシップ研修
- 就農チャレンジ研修
- 生きがい農業コース

- ・ 1年間以上の研修
- ・ 親方農家の下で研修する
- ・ 農大や楽農生活センターで実践研修する

- ・ 就農支援制度の情報を入手する
- ・ 資金確保の方法を検討する

農地の情報を入手する

ひょうご就農支援センター
地域就農支援センター

ひょうご就農支援センター
地域就農支援センター
兵庫県、市町
日本政策金融公庫

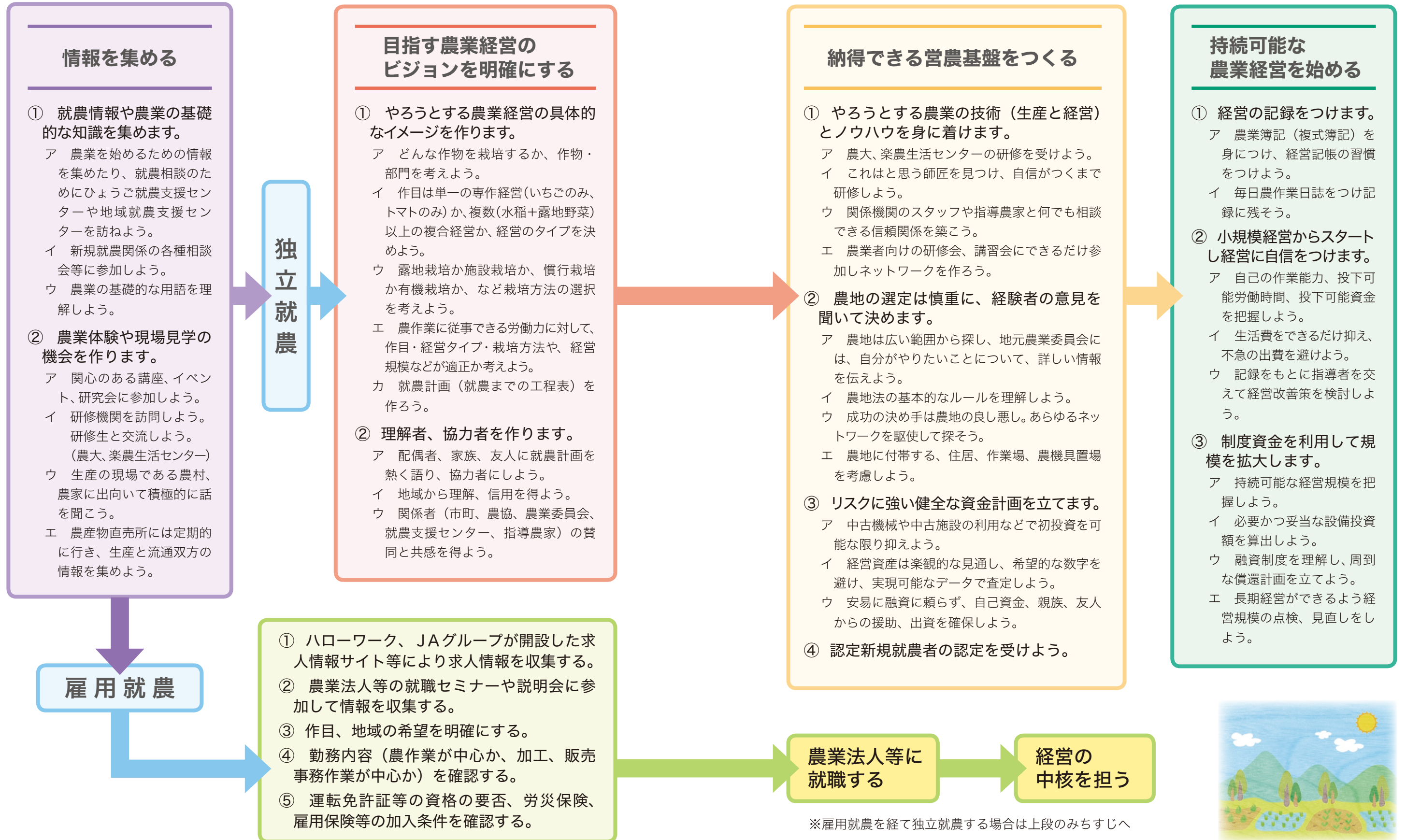
市町農業委員会
公益社団法人ひょうご農林機構
(農地バンク)

農業法人等の就農希望者セミナーや
説明会に参加する

求人情報を入手する

ひょうご就農支援センター

ハローワーク
農業法人等求人情報サイト
JA グループ兵庫農業求人サイト



Ⅲ 技術やノウハウを習得



1 (公社)ひょうご農林機構

(1) 農業インターンシップ研修

農業という職業が自分のイメージと合っているか、農業に適性があるかなどを、体験を通じて確認する研修です。

【体験期間】

- 短期 …… 1日～7日
- 中期 …… 最長30日間（1ヵ月～6ヵ月）
（体験日は受入先と調整）

【募集人数】

各期とも50人程度（先着順）

【受入農家】

150人程度
兵庫県内各地域の優れた指導農家や農業法人



【申込手順】

- ① 就農相談カードの入力 ② 面談 ③ マッチング ④ 申込

※ひょうご就農支援センターが保険料を負担して傷害保険に加入します。

こんなメリットが
あります

- 農業へのイメージがつかめます。
- 就農へのヒントが得られ、
就農に至るみちすじが理解できます。
- 親方農家を通じて、人脈づくりにつながります。

(2) 農業入門コース in 駅前

就農に関心のあるサラリーマン等を対象に、農業の基礎を学べる講座
6日コース、年4回

【講座内容】

- 日本の食料と農業の未来
- 農業基礎知識
- 土づくりについて
- 農業と経営について
- 栽培の基礎
- 主な野菜の栽培 など



	第1期（火曜日夜間）	第2期（火曜日夜間）
開催日	5/15(水)・5/21・5/28 6/5・6/11・6/15	7/2・7/9・7/16・7/23・7/30 8/3
時間	18:45～20:45	
場所	兵庫県民会館（最寄：JR元町駅）	
募集人数	25人	25人
受講料	5,000円	

	第3期（土曜日昼間）	第4期（土曜日昼間）
開催日	8/31・9/7・9/14・9/21・9/28 10/5	11/2・11/9・11/16・11/23・11/30 12/16
時間	13:00～17:00	
場所	ウィズあかし（最寄：JR明石駅）	兵庫県民会館（最寄：JR元町駅）
募集人数	25人	25人
受講料	5,000円	

※各期とも最終日は、兵庫楽農生活センター（神戸市西区）[13:00～16:00]で行います。

※募集期間はひょうご就農支援センターホームページでお知らせします。



受講生の声

農業についての基礎が学べた。
家庭菜園から始めます！

就農コースに進み、
本格就農を目指します！

申込み方法

- ひょうご就農支援センターのホームページから入力
- 「講座申込書」の郵送

問い合わせ先

(公社) ひょうご農林機構 ひょうご就農支援センター

- 〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階
- TEL 078-391-1222 ■ FAX 078-391-8755
- <https://www.hyogo-shunou.jp/>



(3) ひょうご楽農生活センター

	名称	事業概要
1	<p>生きがい農業コース</p> 	<p>生きがいとして農業を楽しみたい方を対象に、野菜栽培等の基本を座学で学びながら、約40㎡の畑で野菜栽培が実践できる約半年間の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間：〈春夏野菜〉 4月13日(土)～8月24日(土) ※募集 R6.2.3～3.2 〈秋冬野菜〉 9月上旬～3月上旬 ※募集 6月～ ・ 研修内容：野菜栽培に必要な基礎知識の講義（月2回程度）、野菜栽培実習 ・ 受講料：35,000円 ・ 募集定員：54名 ・ 区画面積：40㎡/人
2	<p>就農コース</p> 	<p>本格的な農業経営をめざす方を対象に、総合的な農業知識や栽培技術、経営管理を習得する1年間の実践的な研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間：8月上旬～翌年8月31日 （販売する野菜の栽培管理等のため、ほぼ毎日来校が必要です） ・ 募集期間：5月中旬～6月中旬 応募者の人数等に関わらず、書類選考の上事前に個別面接を行い、その結果に基づき受講生を決定します。 ・ 研修内容：就農に必要な総合的な知識の講義（月6回程度）、野菜栽培・販売実習 ・ 受講料：180,000円 研修中の野菜栽培にかかる生産資材費等（種苗、肥料、農薬、諸材料、電力・灯油等）が必要となります（30～100万円程度）。 ・ 募集定員：25名 〔 ① いちご高設栽培コース4名 ② 果菜類周年栽培コース8名 ③ 無加温施設栽培コース8名 ④ 有機栽培コース5名 〕 ・ 区画面積：ビニールハウス1棟（約120～250㎡）、露地（約200㎡）
3	<p>有機農業塾</p> 	<p>有機農業に関心ある方を対象に、有機農業の理論や実習による栽培技術を学ぶ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間：4月15日(月)～1月20日(月) [月1回 全10回] ※募集 R6.2.23～3.4 ・ 研修内容：有機農業の理念等基礎知識の講義と野菜栽培実習 ・ 受講料：20,000円 ・ 定員：50名

問い合わせ先

(公社) ひょうご農林機構 兵庫楽農生活センター 楽農学校課

■ 〒651-2304

神戸市西区神出町小束野30-17

■ TEL 078-965-2047 ■ FAX 078-965-2659

■ <https://hyogo-rakunou.com/>



2 兵庫県立農業大学校

(1) 新規就農者チャレンジ研修

新規就農を目指している、転職のための学び直し、農業法人に就職したい方などのために、就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶ研修を行います。(定員30名)

	研修の名称	研修の概要	日程 (募集期間)
1	農業経営基礎研修 (講義・実習)	農業経営の特色や農業簿記の基礎について講義とパソコンを使った簿記の実習を行います。	6月13日(木) 10:00~16:00 (5月13日~6月9日)
2	野菜(葉物根菜類)研修 (講義)	就農計画を実践するため、主な野菜(葉物根菜類)の栽培特性や管理のポイントについて研修します。	7月11日(木) 13:30~16:00 (6月11日~7月7日)
3	環境創造型農業研修 (講義)	実践者の講義等により、有機農業を含む環境創造型農業を実践するための基礎知識や考え方について学びます。	8月8日(木) 13:30~16:00 (7月8日~8月4日)
4	農業機械研修 (講義・実習)	就農計画を実践するため、農機具の安全使用とメンテナンス、操作方法等の講義と実習を行います。	9月12日(木) 10:00~16:00 (8月12日~9月8日)
5	病虫害防除と農薬の 適正使用研修 (講義)	就農計画を実践するため、主な野菜の病虫害の発生要因や防除のポイント、農薬の適正使用などの研修を行います。	10月10日(木) 13:30~16:00 (9月10日~10月6日)
6	先輩就農者視察研修 (視察研修)	早期経営確立のために、先輩就農者の就農準備から経営確立までの取組みの状況を視察します。 <u>(定員20名)</u>	11月14日(木) 13:00~17:00 (10月14日~11月10日)
7	土壌肥料研修 (講義)	就農計画を実践するため、土づくりの必要性や作物の栄養生理に合った施肥方法などの研修を行います。	12月12日(木) 13:30~16:00 (11月12日~12月8日)
8	野菜(果菜類)研修 (講義)	就農計画を実践するため、主な野菜(果菜類)の栽培特性や管理のポイントについて研修します。	1月16日(木) 13:30~16:00 (12月16日~1月12日)
9	就農準備研修 (講義)	先輩就農者の就農準備から経営確立までの事例発表などにより、早期経営確立するための就農準備について研修します。	2月6日(木) 13:30~16:00 (1月6日~2月2日)
10	水稻栽培研修 (講義)	就農計画を実践するため、水稻栽培の基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。	2月20日(木) 13:30~16:00 (1月20日~2月16日)

申し込み先

兵庫県立農業大学校

■ <https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp/>



(2) 実践研修

令和6年度新規就農者等育成研修（実践研修）受講者募集要項

兵庫県内で新たに就農を希望する者に対して、兵庫県立農業大学校（以下「農業大学校」という）の施設などを活用して、農業経営者としての実践力を習得させるための新規就農者など育成研修（実践研修）における研修受講者の募集について定める。

1 募集定員

10名程度（但し、聴講生5名程度^(※)を含む）

〔※聴講生は、研修生の応募要件を概ね満たし、研修期間通じて週1～2回程度受講する者、
詳しくは、別紙「新規就農者など育成研修の聴講生研修制度について」を参照〕

2 研修期間

令和6年9月1日（日）から令和7年8月31日（日）までの1年間
（開講式：令和6年8月30日（金））

3 研修生の応募要件

- (1) 兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳未満の者
- (2) 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ野菜栽培での就農のプランを持つ者
- (3) 一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

4 研修方法

- (1) 研修生自ら研修計画を作成し、農業大学校の研修ハウス（園芸ハウス2棟約500㎡）を利用し、計画に基づき野菜、花きの栽培から販売まで農業経営を模擬的に実践する。
- (2) 生産物は研修生に帰属し、自ら販路開拓を行い、販売戦略、経営管理などの農業経営の実践力を高める。
- (3) 栽培、労務、販売、経費などの記録と結果の検討を行い、就農計画を作成する。
- (4) ICT技術などを活用し、先進的な農業を実践している農業者の講義や現地指導などによる支援とともに就農に向けた進捗報告会を経て、研修終了後の円滑な就農につなげる。

5 研修経費

- (1) 研修生は、栽培に係る種苗、農薬、肥料、その他資材費（消耗品、個人的に使用する資材、道具類）、暖房機や炭酸ガス発生装置に係る燃料費、通信費（ICT対応ハウス）、出荷・販売経費などの費用を負担する。

- (2) 農業大学校は、貸与するハウスや機械などにかかる光熱水費（暖房機などの燃料費を除く）、維持管理費を負担する。

6 主な研修許可条件

- (1) 研修生は、研修期間中、自己の責任において作物、施設などの管理をすること。
- (2) 閉庁日の研修においては、農業機械の使用は認めない。
- (3) 研修期間中におけるけがなどは、自己の責任において処理することとし、農業大学校への補償、賠償請求はできないものとする。また、傷害保険に必ず加入しなければならない。
- (4) 故意または過失により施設などを損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
- (5) 研修期間が終了したとき又は研修許可が取り消されたときは、直ちに施設などを原状に回復すること（ただし、ほ場への投下資材はこの限りとしない）。
- (6) 施設などを第三者に転貸し、又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

7 応募方法

- (1) 募集期間 令和6年5月1日（水）～ 5月31日（金）（必着）
- (2) 申込書類
- ア 申込書（別紙様式）
- イ 返信用封筒を同封すること（応募者の住所、氏名を記入し84円切手を貼付したもの）
- (3) 申込先
- 兵庫県立農業大学校 研修課
- 〒679-0104 加西市常吉町1256-4
- TEL (0790) 47-2445 FAX (0790) 47-1772

8 選考

受講者選考委員会（6月開催予定）において面接で受講者を選考する。

IV 自己資金の確認



1 自己資金の必要性

新たに農業を始める場合には、農地や機械・施設の確保、初期の生産資材（種苗・肥料等）を購入する資金が必要となります。

農業は開始してから収入を得るまで時間がかかる上、就農当初は農業収入が不安定になる場合が多く、生活資金を補うために資金を蓄えておく必要があります。

また、会社員を退職して、就農した場合、退職後は健康保険が国民健康保険に切り替わることによる費用負担が増えることや給与天引きされていた住民税を納付する必要があるなど、生活資金の負担も増えます。

そのため、自己資金の確認は必ず行います。

特に移住（転居）を伴う新規参入者の場合は、農業に必要な資金以外にも、移住に伴う資金もかかるため、準備する自己資金はより多くの金額が必要となります。

新規就農者を支援する国の給付金などの支援制度もありますが、給付金をすべて生活費用に使うような営農計画では、成り立ちません。農業経営を開始するにあたり、どれくらいの資金が必要で、どのように調達するかを精査する必要があります。

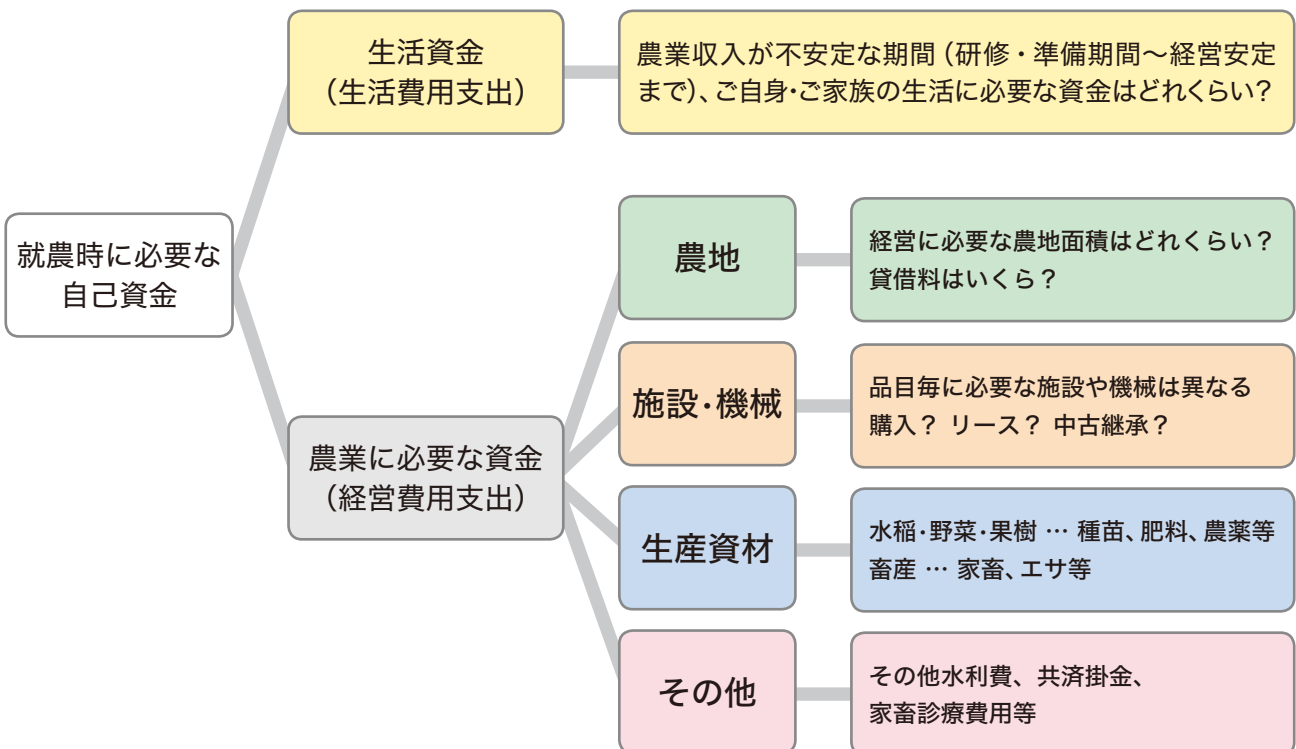


図 就農時に必要な自己資金の使用用途

2 必要な自己資金の目安

自己資金の目安となる金額は以下の通りです。

最初の収益が出るまでに、1年かかるとすると、農業経営費用で692万円/年と生活費用で319万円/年、合わせて約1,000万円の資金が必要となります。

移住を伴う場合には、さらに就農に伴う調査、移動経費、転居費用など約200万円の資金が必要となり、最低1,200万円以上の自己資金は必要です。

表1 経営開始後、最初の収益が入るまでの費用支出

経営費用支出	692万円/年 ※1
生活費用支出	319万円/年 ※2
計	1,011万円

※1：2020年度新規就農者の就農実態に関する調査結果 就農1・2年でかかる経営費用 29歳以下

※2：総務省「家計調査年報」/2020年 40歳未満2人以上の家庭

@266,211円/月×12カ月≒319万円/年

表2 新規参入者の場合の追加経費

経営開始までに必要な費用支出 就農地の調査等の移動旅費・宿泊費等	100万円
生活を開始するまでの費用支出 引越費用、入居に係る経費、家財等	100万円
計	200万円





(1) 2020年度新規就農者の就農実態に関する調査結果
 (一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター)

就農1年目の費用と自己資金(新規参入者)

※平均値を採用 単位:万円

		営農面					生活面自己資金	就農1年目農産物 売上高
		機械施設等 A	種苗肥料 燃料等B	費用合計 A+B	自己資金 C	差額 C-(A+B)		
新規参入者計		561	194	755	281	-474	170	343
就農後経過 年数	1・2年目	628	202	830	291	-540	180	280
	3・4年目	598	209	806	303	-503	165	346
	5年目以上	509	192	701	264	-436	169	379
就農時年齢	29歳以下	488	204	692	207	-485	100	326
	30~39歳	591	203	794	251	-543	162	378
	40~49歳	571	198	769	300	-469	198	329
	50~59歳	500	153	653	528	-126	310	247
	60歳以上	422	80	502	558	56	136	73
現在の販売金額 第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・ 豆類	363	126	489	302	-187	127	196
	露地野菜	303	128	431	238	-193	151	227
	施設野菜	884	252	1,136	321	-815	186	480
	花き・花木	594	187	781	275	-506	127	289
	果樹	300	119	419	247	-171	202	195
	その他耕種作目	411	225	636	302	-334	147	314
	酪農	2,811	1,091	3,903	581	-3,322	216	2,359
	その他畜産	815	499	1,314	270	-1,044	115	590
	その他	446	252	698	322	-376	179	308

(2) 総務省「家計調査年報」/2020年 40歳未満2人以上の家庭

世帯主の年齢階級別消費支出額(二人以上の世帯) -2020年-

項目	平均						(再掲)
		40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	65歳以上
世帯数分布(1万分比)	10,000	1,114	1,897	1,643	2,110	3,237	4,395
世帯人員(人)	2.95	3.59	3.72	3.15	2.65	2.38	2.43
世帯主の年齢(歳)	59.7	34.2	44.5	54.4	64.9	76.8	74.3
持家率(%)	85.6	61.5	78.9	87.0	92.3	92.8	92.9
消費支出(円)	277,926	266,211	315,958	329,937	282,997	229,931	241,724



他業種の起業する場合の資金はいくらかかる？

例1 パン屋を開業する場合

費目	内容	金額
不動産取得資金	家賃12ヶ月分+仲介手数料	100~200万円
設備資金	パン製造の設備費	50~600万円
原材料費	1~2万円/日	200~400万円
広告宣伝費	チラシ、WEBサイト	100万円
運転資金	光熱水費、人件費等	100~200万円
計		550~1,500万円

参考：総合サイト資金調達ノート

<https://start-note.com/industry-manuals/before-starting-business/food-related/235/>

例2 ラーメン屋を起業する場合

費目	内容	金額
不動産取得費用	家賃12ヶ月分+仲介手数料	80~140万円
内外装工事費用		300~600万円
設備資金	厨房機器	100~200万円
什器・備品費用	15席	80万円
運転資金	光熱水費、人件費等	450~500万円
計		1,010~1,520万円



1 農業の経費

農業の経費には、種苗費や肥料費、飼料費など作物の栽培や家畜を飼うために必要な“変動費”と、ビニールハウスや倉庫、畜舎などの施設やトラクターなどの機械を取得するための“固定費”があります。

どちらも、その調達方法が定まっていなければ経営を開始することはできません。

2 農業経営では費用は先出し、収入は最後

先に記述した、“変動費”は売上高もしくは生産量の変動に比例して増減します。一方、売上高に比例せず一定の期間に発生する費用を“固定費”と言います。

これらの経費のうち“変動費”は経営を始めるとその支出が増え、収入は生産物を出荷・販売できて最後に手にすることができます。

経営開始から収入までの期間は、品目によって異なり、短いもので数ヶ月、長いものなら数年にもなります。

3 就農のために重要な条件と経営開始に必要な初期投資

経営を始めるには、人、モノ、金の3つが揃ってこそ初めて実践できます。具体的には、1) 農地の確保、2) 施設・機械の取得、3) 運転資金、4) 労働力の確保が必要です。

特に、一定の所得を得るには、露地栽培を主体とする場合は大面積の農地の確保が、ハウスなどの施設園芸の場合は、比較的小面積でも大きな設備投資が必要です。また、農地を持たない就農希望者が農業を始める場合は、地域の信頼が醸成されていないことが多く、借地するにも大面積の農地を借りることは難しい現状です。

以下に、いくつかの代表的な品目について初期投資の目安等を紹介します。

経営品目（経営面積）	初期投資額※1	主な資本装備の内容※2,3	期間※4
施設いちご (10a)	3,000万円	<ul style="list-style-type: none"> • ビニールハウス 1,000㎡ • 高設栽培装置 1,000㎡ • 育苗ハウス 200㎡ • 動力噴霧器 一式 	2年
施設葉物野菜 ほうれんそう、しゅんぎく、 こまつな (30a)	2,500万円	<ul style="list-style-type: none"> • プレハブ倉庫 120 ㎡ • パイプハウス 150 ㎡ 8棟 • 保冷库 2坪 • トラクター・動力噴霧機 一式 • 歩行型管理機 	半年

露地野菜 だいこん、にんじん (1 ha)	1,500万円	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 2台 ・だいこん洗浄機 1台 ・にんじん収穫機、洗浄機、選別機 ・畝立て同時播種機 1台 ・パワーショベル 1台 	1年
果樹：ブドウ (20a)	800万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう棚 20a ・灌水施設 1式 ・動力噴霧機（防除用）1台 ・運搬車 1台 ・梱包機 1台 	4～5年

- ※1 初期投資金額の算出には、令和元年～4年までに各種事業で採択された施設および機械等の事業費を参考に記載（なお、令和5年度は、記載金額より上昇傾向）
- ※2 就農後概ね5年後の所得目標を、主たる従事者1人当たり200万円とした場合機械類等は新品ばかりではなく中古品の利用も想定
- ※3 農業用倉庫、作業場など生産に直接使用しない付帯施設も必要
- ※4 生産を開始して収穫・販売後に収入を得るまでに要する期間

4 運転資金は極力借りないこと

前段で述べたように、“変動費”のうち生産に必要な肥料等の原材料や出荷・販売時に必要な経費を一般的に「運転資金」とも言いますが、これに当てるお金を手元に残しておかないと、次年度の生産を始めることができません。この運転資金を他から借入れるような状況では、経営は極めて厳しくなります（資金計画は関係機関にしっかり指導を受け策定することが重要）。

経営計画の中で、費用を正確に見積もり、自分の技量に見合った収入を試算し、安全に実行できてこそ農業経営が成立します。このことを十分に理解して就農を決断してください。

参考

経営試算をしてみよう

ひょうご就農支援センターでは、新規就農の事例に見られる経営類型について、ホームページ内に簡易な『経営試算』ができるメニューを設けています。作目毎の面積規模と労働力を入力すると、経営に必要な支出と平均的な売上額から所得の見込み額（限界利益といいます）をシミュレーションすることができます。

ただし、このシミュレーションには、施設、機械等の固定経費は含まれていないので注意が必要です。

ひょうご就農支援センター・ホームページ内のURL

■ <https://www.hyogo-shunou.jp/simulation/simulation.html>



VI 農地の取得・貸借(権利設定)



新規参入者にとって、農地の確保は最もハードルの高い内容になります。

農地の取得・貸借等の権利移動には様々な方法がありますが、近年は、農地中間管理事業による貸借が一般的になってきています。

これは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理権の設定を行う組織による権利移動です。都道府県に一つ知事が認定する組織である公益社団法人ひょうご農林機構が権利設定をします。

また、農地には様々な規制があり、特に農地法は、農地の権利設定に係る重要な法律です。また、「農業経営基盤強化促進法」(以下「基盤強化法」という)は、担い手への農地の集積を進めるため、農地法の特例がもうけられています。

以下、農地の権利移動(所有権、貸借権等)に関する方法を記載します。

1 農地中間管理事業による農地の権利移動

農地の使用貸借・賃貸借については、農地を担い手に集積・集約する観点から、農地中間管理機構の農地中間管理権を活用した制度へ誘導するよう国の制度が改正され、「地域計画」に記載された担い手に農地を集中する施策が講じられることに留意が必要です。

問い合わせ先

公益社団法人 ひょうご農林機構農地対策部農地活用課

■ TEL 078-361-8114



2 農地法第3条

農地の取得（贈与（無償譲渡）、譲渡（有償譲渡））や賃貸を行う場合は、不動産取得と異なり、農地法（3条）に基づく農業委員会の許可が必要です。区域ごとに市街化区域・市街化調整区域の別・農用地区域か否かで分けたりしている地域も存在しているので、まずは、各市町の地域特性を把握することが必要です。

また、農地法の主な許可要件として、取得・賃借できる農作業常時従事者および農地所有適格法人にも条件があります。



重要

「農地法」の一部改正により、下限面積要件は廃止されました（令和5年4月施行）。しかし、農地の取得等のためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 農地のすべてを効率的に利用して耕作すること（全部効率的利用要件）
- ② 個人の場合は農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 法人の場合は農地所有適格法人であること（農地所有適格法人要件）
- ④ 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと（地域との調和要件）

農地の取得・賃借といった契約が有効でも、農地法の許可を受けることができなければ、法律行為自体が最終的に無効となります。

農地は、他の土地（地目：住宅地、雑種地等）と取り扱いが異なるのは、国民に安定的に食料供給するために、農業を営む土地として利用するためです。このため、農地は、宅地と比較して固定資産税が安い、相続税の納税猶予などの特典が与えられています。ただし、相続ではこれら許可要件を満たす必要はありません。

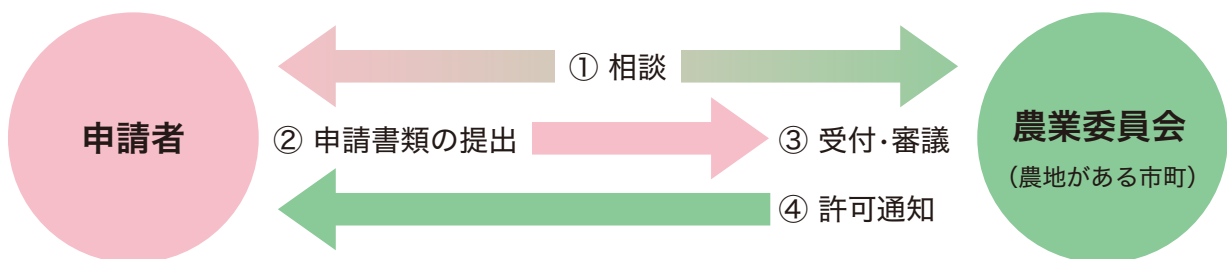
問い合わせ先

各市町の農業委員会

公益社団法人 ひょうご農林機構農地対策部農地調整課

■ TEL 078-391-1221

農地法第3条による権利（所有権・賃借権）の移動・設定の許可手続きの流れ



3 農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動

基盤強化法に基づく利用権設定等促進事業では、農地の利用権の設定（賃借権および使用貸借による権利の設定）および所有権移転の計画である農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の計画決定を経て、市町が公告することにより権利の移動を行うことが可能です。権利取得しようとする者の資格要件は、農地法第3条の許可要件に準じています。

【利用権設定等促進事業の特徴】

- ① 農地法の特例として、農地法第3条の許可が不要
- ② 原則として、市街化調整区域の農地が対象
賃借権の法定更新が適用されず、期間満了により賃貸借が終了（離作料も発生せず、期限が来れば農地は確実に返還されます）
- ③ 共有土地については、貸借期間が20年以内であれば、2分の1を超える共有持分権者の同意で利用権を設定

問い合わせ先

市町の産業（農林）課



利用権設定等促進事業（相対）は「地域計画」策定あるいはR7.3.31まで（R5.4.1 基盤強化法改正で制度廃止）

4 その他

「農業振興地域の整備に関する法律」という農業の健全な発展を図るために制定された法律があります。一読することをお勧めします。

国の補助事業を活用して、機械や施設整備をする場合は、受益面積の対象となる農地が農振農用地内でないとは補助対象とならないこともあることに留意してください。

なお、農地を借りるタイミングは、営農開始日との関係等もあるので、関係市町とも十分調整してください。

VII 資金の確保



1 就農準備資金・経営開始資金 (R4～) (旧 農業次世代人材投資資金 (～R3))

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）および就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

(1) 就農準備資金（研修期間中）

ア 対象者

県立農業大学校等の県が認める農業経営者育成機関や先進農家、または、先進農業法人で研修を受ける場合、原則として50歳未満で独立就農、雇用就農または親元就農するなどの一定の要件を満たした方に対して交付します。

イ 内容

交付期間1年につき、年間最大150万円を最長2年間交付します。

【農業経営をしなかった者に対する罰則規定】

- ① 研修終了後1年以内に、独立自営の経営開始または農業法人等へ就農しなかった場合、および交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合は全額返還
- ② 研修終了後1年以内に親元就農する場合も対象となるが、5年以内に経営を継承しない場合または共同経営者にならない場合は全額返還
- ③ 独立自営を目指す者については、就農から5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならない場合は全額返還

(2) 経営開始資金（独立・自営就農直後）

ア 対象者

原則として50歳未満で市町が作成する地域計画の目標地図または「人・農地プラン」の担い手に位置づけられている（または位置づけられると見込まれる）など一定の条件を満たした認定新規就農者に対して交付します。

イ 内容

経営開始後最大3年間、150万円を交付します。

【農業経営開始後の罰則規定】

- ① 市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
- ② 原則として、前年世帯所得600万円以上ある場合は交付しない
- ③ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しない場合は返還



注意

各資金には返還や交付の打ち切りや資金交付時に世帯を別にする連帯保証人が必要なこと、前年世帯所得制限により、交付が受けられない場合があることなど、留意が必要です。交付機関にご確認ください。

問い合わせ先

- 1 就農準備資金（研修期間中）
兵庫県農林水産部農業経営課（担い手対策班）
■ TEL 078-341-7711（代表） ■ 内線 3952・3953
■ FAX 078-362-9394
■ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei>
- 2 経営開始資金（独立・自営就農直後）
就農地の市町の農業振興部局に相談



2 青年等就農資金（無利子）[窓口] JA、日本政策金融公庫等

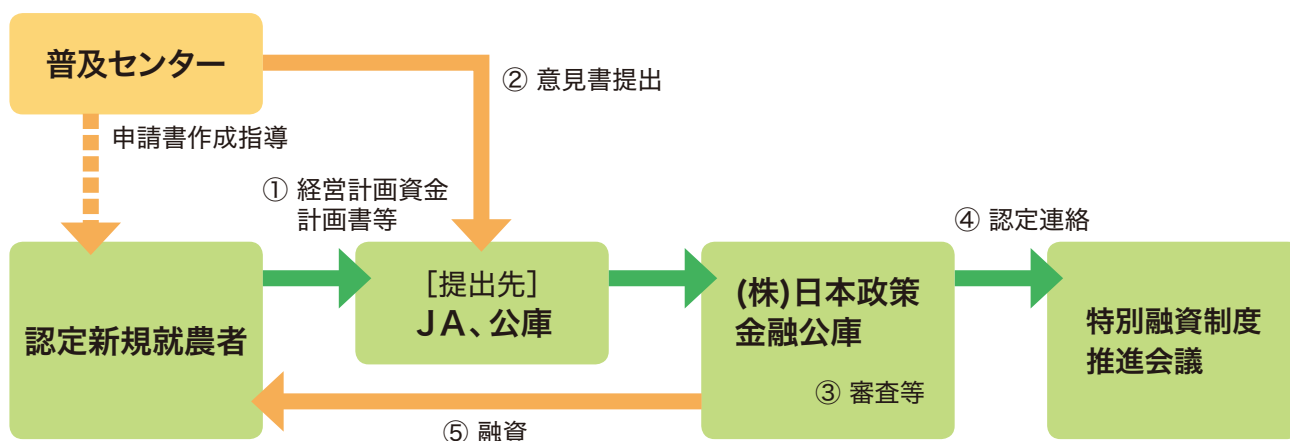
(1) 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者（認定新規就農者）。

(2) 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・施設・機械等の取得等（農地の取得は除く） ・長期運転資金
貸付限度額	3,700万円（特認1億円）
償還（据置）期間	17年以内（うち据置期間5年以内）
担保等	実質的な無担保・無保証

(3) 借入手続きの流れ



問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫 神戸支店（農林水産業）
■ TEL 078-362-8451

3 その他の主な資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
農業経営基盤 強化資金 (スーパーL資金)	日本政策 金融公庫	①農地 ②機械・施設 ③長期運転資金 等	認定農業者	個人：3億円 法人：10億円	25年以内 (10年以内)
農業近代化資金	農業協同 組合 ほか民間 金融機関	①機械・施設 ②長期運転資金 等	認定農業者 等の担い手	原則 個人：1,800万円 法人：2億円以内	7~20年以内 (2~7年)
美しい村づくり 資金	農業協同 組合	①施設の整備に 必要な資金 ②営農に必要な 運転資金 ③災害復旧にか かる運転・設 備資金	農業者 任意団体 法人等	個人：1,000万円以内 (災害復旧は500万円以内) 団体等：2,000万円以内 (災害資金は1,000万円以内)	5~15年以内 (1~2年)
アグリマイティー 資金	農業協同 組合	機械・施設・運転 資金等	農業者 任意団体 法人等	個人：5,000万円以内 法人・団体：1億円以内	17年以内 (3年以内) ※資金用途に より異なる

4 補助事業等の活用

農業関連では、国や県が様々な補助事業を提供しています。

就農や経営発展に向けた補助事業の詳細な情報は、国や県のホームページでご確認ください。

VIII 青年等就農計画



1 認定新規就農者制度について

新たに農業を始める人が作成する青年等就農計画を市町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じるという国の制度です。

2 青年等就農計画（就農計画）

新たに農業を始める人が自ら、就農開始^{※1}から5カ年間の営農計画を示すものです。主な内容は、1) 経営の内容や農業従事の態様等に関する5年後の目標、2) 開始1年目から5年間の営農および作付け計画、3) 施設や機械等の投資計画や資金調達計画になります。（関係する法令；農業経営基盤強化促進法）

また、計画を作成することができる対象者は以下のとおりです。

- ① 原則18歳以上45歳未満の青年
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する^{※2}中高年齢者（65歳未満）
- ③ 上記の者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人
- ④ 農業経営を開始してから5年以内の者（認定農業者を除く）

※1 就農開始日の基準 → 経営開始日は、以下のうち一番早い日とします。

- ア 農地の取得日（利用権設定した日含む）
- イ 主要な資産の取得日
- ウ 本人名義の取引開始日

※2 具体的には、過去に「農業または農業に関連する事業に3年以上従事した者」であって、申請者の経歴において担ってきた役割等を踏まえ、就農後に関連づけられるスキルを習得していると考えられること

3 様式はどこで入手する？

就農を予定している市町（農地等の所在地）に問い合わせ、所定の「青年等就農計画様式」を入手します。

また、計画の内容（所得目標や労働時間等）の裏付けとなる資料を求める市町もあるため、詳細は関係部署に尋ねてください。

参考

青年等就農計画認定申請書様式（農林水産省HP）

■ https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html#keikaku



4 就農計画はどこに提出する？

- (1) 就農を予定している市町の担当部署に提出します。
- (2) ただし、提出すれば必ず認定される訳ではなく、市町が主体となって関係機関で構成された審査会を開催し、その計画が適正かつ高い実現可能性が見込めるか等を厳正に審査されます。
- (3) 作成にあたって留意すること
 - ① 目標とする所得に照らし、確実に利用が見込める農地の面積は十分か？
 - ② 就農計画に見合った労働力は確保できているのか？
 - ③ 生産に必要な機械や施設はどのように調達するのか？
 - ④ 経営開始前、運転資金は確保できているか？
 - ⑤ 農業制度資金の借入希望の有無



青年等就農計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者>

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青 年 等 就 農 計 画					
就 農 地		農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <div style="margin-left: 40px;"> <input type="checkbox"/>全体、<input type="checkbox"/>一部 継承する経営での従事期間 年 か月 </div>				
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)					
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
	年間農業所得	現状 千円	目標 (年)	千円	
	年間労働時間	時間	時間	時間	
農業 経営 の 規模 に	作目・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量

関する目標	経営面積合計						
	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (年)	
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
		単純計					
換算後							
農畜産物の加工・販売 その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 (年)		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		現状		目標 (年)			
経営管理に関する目標							
農業従事の態様等に関する目標							

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等		実施時期	事業費	資金名等	
				年 月	千円		
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
			(代表者)	担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
雇用者	常時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	

在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用 できる知識及び 技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 技術・知識の 習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した 補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。
 - （ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。
 - （イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。
 - （ウ）「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
 - エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
 - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
 - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの（1）及び（2）の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事

業として、(1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3) 農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

- 5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名(法人経営にあっては役員の氏名)」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄(法人経営にあっては役職)」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。
- 10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 11 「(参考)技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
 - ア 農業高校、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
 - イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
 - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する(他の欄は記載不要)。

別記

(備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。)

- 1 単一経営(農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合)の営農類型(例:露地野菜)
 - 水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

- 2 複合経営（農産物販売金額 1 位の部門が水稻であって、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の 80%に満たない場合）の営農類型（例（2 位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）
水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）
- 3 1 及び 2 に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例 1：その他（きのこ菌床栽培）、例 2（農産物販売金額 1 位の部門が施設野菜、2 位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））



農業を始める際に、この作物を行ったらどれくらい売上があがって、所得がどれくらい確保できるのか、今の労力ならどれくらいの面積までできるのかなど、経営シミュレーションを行うことができます。

しかし、シミュレーションを行う際に、作物毎のデータ（労働時間、収量、単価、経費など）の入手、複数の作物を組み合わせた計算など手間暇がかかります。

このようなことから、簡易な操作方法で経営指標データから収益性や必要労働時間を予測できるようにしています。

よくある相談内容

いちごで就農したいと考えています。就農は自分一人で就農予定です。手伝ってくれる方がいるといいとは思いますが、一人でも可能ですよね。いちごはお客さんから人気があるので、サラリーマン時代より、収入もいいと考えて転職します。

経営シミュレーション 計算結果

施設	品目・作型	面積	収量kg	kg単価	販売金額	直接経費	限界利益	労働時間	地域	出典
	イチゴ 高設	10 a	4,200kg	1,200円	5,040,000円	1,526,000円	3,514,000円	1,414時間	加西	○
	総合計	10 a	4,200kg		5,040,000円	1,526,000円	3,514,000円	1,414時間		

1人当たり1ヶ月の労働時間

施設	作品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	イチゴ 高設	127時間	101時間	182時間	168時間	185時間	150時間	89時間	62時間	148時間	20時間	45時間	137時間

※1人当たり1ヶ月の労働時間が160時間を超過しており、パートや家族などによる労働力支援が必要です。

まずは労力ですが、労働時間の赤字の部分は一人では労力が不足する時期です。具体には収穫の最盛期です。1名とは言いませんが、支援者は必要ではないでしょうか。

次に販売金額504万円は、源泉徴収金額の給与所得と比べて多いでしょうか。農業の場合、肥料、資材、光熱水費等の経費が必要です。さらに、施設の減価償却費は補助金活用後、150万円を計上します。すると、手元に残るのは……。

最終手元に残す所得額を増やす方法は、あなた次第です。



記入者

令和 年 月 日 実施

確認者

		内容	備考
1	<input checked="" type="checkbox"/>	健康ですか、体力に自信がありますか。	
2	<input checked="" type="checkbox"/>	農業者は技術者でもあり、経営者でもあります。経営者（社長）の自覚はありますか。	
3	<input checked="" type="checkbox"/>	家族は就農に同意していますか。協力は得られますか。	
4	<input checked="" type="checkbox"/>	どのような農業経営が目標ですか。イメージを家族と共有していますか。	
5	<input checked="" type="checkbox"/>	田舎での暮らしには近所付き合いが必要です。他人との付き合いは苦になりませんか。	
6	<input checked="" type="checkbox"/>	収入がゼロでも、最低2年間の生活資金は確保できていますか。	
7	<input checked="" type="checkbox"/>	農業を始めるために用意できる自己資金はいくらですか。（ 万円）	
8	<input checked="" type="checkbox"/>	当センターHP「先輩の声」「農業法人ガイドブック」「経営試算」「一緒に汗流しませんか」で情報収集されましたか。	
9	<input checked="" type="checkbox"/>	実際の農業現場を見学・体験しましたか。	
10	<input checked="" type="checkbox"/>	どこで農業をするのか、意向は固まっていますか。	
11	<input checked="" type="checkbox"/>	どのような作物を作るのか、決まっていますか。	
12	<input checked="" type="checkbox"/>	栽培方法は検討しましたか。（露地、施設、有機栽培等）	
13	<input checked="" type="checkbox"/>	実際に就農までの準備項目・期間を理解していますか。	
14	<input checked="" type="checkbox"/>	就農までのスケジュールを作成されていますか。	
15	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅を確保するめどがたっていますか。	
16	<input checked="" type="checkbox"/>	免許・自家用車のめどがたっていますか。	

すべてチェックが入れば準備段階はクリアできていると判断できるでしょう。

ひょうご就農支援センター監修

XI

就農までの研修・支援策



活用段階	事業・制度名	内容	問い合わせ先
基礎研修・体験	農業入門講座 in 駅前	農業の基礎知識を学べる講座 (年4期×各6回)	就農支援センター
	農業インターンシップ研修	指導農家の下での就農体験 (1日～30日)	就農支援センター
	就農チャレンジ研修	就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶためのテーマ別講座 (年10講座×各1回)	農業大学校
本格研修	兵庫楽農生活センター「就農コース」	ビニールハウスと露地ほ場を利用した野菜の栽培実習(1年間)	楽農生活センター
	新規就農者等育成研修(実践研修)	研修生自らが栽培計画を作成し、ビニールハウス2棟での農作物の栽培実習(1年間)	農業大学校
	就農準備資金	研修期間中の研修生への資金助成(150万円/年×最長2年)	県農業経営課
就農	経営開始資金	新たに経営を開始する認定新規就農者への資金助成(最大150万円/年×最長3年)	各市町
	農業施設貸与事業	J A等が園芸施設等を整備し、認定新規就農者にリースして初期投資を軽減する取組を支援(上限2,500万円・補助率1/2)	各J A
	経営発展支援事業	新たに経営を開始する認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を支援(上限750万円・補助率3/4)	各市町
	地域の担い手定着応援事業(新規就農者の育成・定着支援)	親方が、就農間もない新規就農者に指導助言を行う研修制度(60時間～150時間)	各農業改良普及センター
	農業後継者経営発展事業(親元新規就農者早期経営安定支援)	親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援(上限150万円・補助率1/2)	就農支援センター

問い合わせ先

詳細な要件、募集時期、応募方法等については、各事業の問い合わせ先にご確認ください。
ひょうご就農支援センターホームページにもこれら研修・支援策の情報を掲載しています。

ひょうご就農支援センター



農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）

- **神戸農業改良普及センター（神戸地域就農支援センター）**
〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30-19 TEL 078-965-2102
所管区域：神戸市
- **阪神農業改良普及センター（阪神地域就農支援センター）**
〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL 079-562-8861
所管区域：尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
- **加古川農業改良普及センター（加古川地域就農支援センター）**
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9165
所管区域：明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
- **加西農業改良普及センター（北播磨地域就農支援センター）**
〒679-0103 加西市別府町西大谷甲2662 TEL 0790-47-1448
所管区域：西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町
- **姫路農業改良普及センター（姫路地域就農支援センター）**
〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL 079-281-9335
所管区域：姫路市・市川町・福崎町・神河町
- **光都農業改良普及センター（光都地域就農支援センター）**
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2210
所管区域：相生市・赤穂市・上郡町・佐用町
- **龍野農業改良普及センター（揖宍地域就農支援センター）**
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 TEL 0791-63-5175
所管区域：たつの市・宍粟市・太子町
- **豊岡農業改良普及センター（豊岡地域就農支援センター）**
〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL 0796-26-3707
所管区域：豊岡市
- **新温泉農業改良普及センター（美方地域就農支援センター）**
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4 TEL 0796-82-1161
所管区域：香美町・新温泉町
- **朝来農業改良普及センター（南但地域就農支援センター）**
〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL 079-672-6888
所管区域：養父市・朝来市
- **丹波農業改良普及センター（丹波地域就農支援センター）**
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3805
所管区域：丹波篠山市・丹波市
- **南淡路農業改良普及センター（南淡路地域就農支援センター）**
〒656-0442 南あわじ市八木養宜中560-1 TEL 0799-42-0649
所管区域：洲本市・南あわじ市
- **北淡路農業改良普及センター（北淡路地域就農支援センター）**
〒656-2131 淡路市志筑1421-1 TEL 0799-62-0671
所管区域：淡路市

関係機関

〈農業全般〉

■ JA兵庫中央会（兵庫県農業協同組合中央会）（営農支援部）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1
TEL 078-333-5893 FAX 078-325-2140
<https://ja-grp-hyogo.or.jp/chuou/>

■ JA（農業協同組合）

県内には、14のJAがあり、各地にその支所や支店があります。JAは組合員のために農業資材、農畜産物の集荷・販売、営農指導、貯金の引き受け、融資、生命共済・建物共済等の幅広い事業を行っています。ほとんどの農家が組合員として加入し、農業経営や農村で生活する上で重要な役割を果たしています。

※JAの所在地等については、JA兵庫中央会におたずねください。

〈酪農〉

■ 兵庫県酪農農業協同組合

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和1058
TEL 078-976-5011 FAX 078-976-5012
<http://hyoraku.or.jp/farm>

〈定住全般〉

■ ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会

（事務局：兵庫県まちづくり部住宅政策課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3611 FAX 078-362-9458
<http://support.hyogo-jkc.or.jp/inaka/>

〈都会からの定住〉

■ カムバックひょうごセンター

（事務局：兵庫県企画部計画課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-360-9971
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/kamubakkuhyogo.html>

〈求人情報〉

■ ハローワーク

ハローワークの所在地および管轄は兵庫労働局のホームページでご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

(公社)ひょうご農林機構
ひょうご就農支援センター

相談日 月曜日～金曜日（祝日除く）

就農支援センターのホームページの **相談予約** から
就農相談カードに記入の上、ご連絡ください。



場所

〒650-0011
神戸市中央区下山手通 4 丁目 15-3
兵庫県農業共済会館 3 階
TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755
HP <https://www.hyogo-syunou.jp/>

交通

JR 元町駅、阪神元町駅から徒歩 5 分
神戸市営地下鉄県庁前駅から徒歩 2 分



ひょうご就農支援センター
(公益社団法人ひょうご農林機構内)

兵庫県